



内閣感染症
危機管理統括庁

水際対策の概要

目次

| | | |
|---|------------------|------|
| ① | 水際対策の概要 | P. 2 |
| ② | 水際対策の措置メニューと関係省庁 | P. 3 |
| ③ | 水際対策の体制と統括庁の役割 | P. 5 |
| ④ | 統括庁による水際対策訓練 | P. 6 |

① 水際対策の概要 (意義)

水際対策は、海外で新型インフルエンザ等が発生した際に、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、国内への病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、国内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対する準備を行う時間を確保することを目的とする。

具体的には、上記の目的を達成するため、関係省庁が所管する

- ・帰国者等に対する検疫措置の強化

(隔離、停留、宿泊施設や居宅等での待機要請、健康監視、検疫を実施する空港・港の集約化等)

- ・入国制限等

(上陸拒否国・地域の指定及び同国・地域からの外国人の入国の原則停止、入国者総数の上限数の設定、査証制限、船舶や航空機の運航制限の要請等)

等の措置について、統括庁の総合調整により迅速かつ柔軟に実施するもの。

② 水際対策の措置メニューと関係省庁

検疫措置の強化

【検疫】 厚労省

検疫法（昭和26年法律第201号）に基づき、国内に常在しない感染症が国内に侵入することを防止するため、帰国者及び入国者（以下「帰国者等」という。）への質問票の配付等により発生国・地域での滞在の有無や健康状態等を確認するとともに、検査・診察を行い、必要な場合には隔離・停留、宿泊施設・居宅等での待機要請、健康監視、公共交通機関不使用要請などの措置をとる。

【検疫を実施する空港・港の集約化】 厚労省 国交省

検疫措置を適切に行うため、特定検疫港等を定めて集約化を図る。

入国制限等

【入国制限（上陸拒否）】 統括庁 入管庁 外務省 厚労省

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第5条第1項第1号に基づき、感染症患者^{*}又は新感染症の所見がある外国人の上陸を拒否する。また、上陸拒否対象国・地域を指定し、同国・地域に滞在歴のある外国人について、「日本国の利益又は公安を害するおそれがあると認めるとするに足りる相当の理由がある者」として、同項第14号に基づき上陸を拒否する。

^{*}感染症法に定める1類感染症、2類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（感染症法の入院勧告・措置が可能なものに限る。）

【査証制限】 外務省

外国人の入国の原則停止等の政府対策本部決定に基づき、必要な査証制限（発給済み査証の効力停止・査証免除措置の停止・査証審査の厳格化等）を行う。

【船舶・航空機の運航制限の要請】 統括庁 入管庁 外務省 厚労省 国交省

入国者総数を制限する観点から、船舶・航空会社に対して、発生国・地域から発航・来航する船舶・航空機の運航の制限を要請する。

【入国者総数の上限数の設定・管理】 統括庁 入管庁 外務省 厚労省 国交省

発生国・地域の感染状況や検疫体制等に応じ、入国者総数の上限数の設定・管理を行う。

② 水際対策の措置メニューと関係省庁

情報提供・注意喚起

【感染症危険情報】 外務省

海外安全情報として、新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出する。

【検疫所HP等を通じた情報の発信】 厚労省

検疫所ホームページ「FORTH」において、海外渡航者に対して、海外の感染症の最新の流行状況に係る情報提供及び注意喚起を行っているほか、空港等において、ポスターの掲示やリーフレットを配布して情報提供・注意喚起を行っている。

③ 水際対策の体制と統括庁の役割

水際関係省庁（厚生労働省、出入国在留管理庁、国土交通省、外務省及び統括庁）が協調・連携して、情報の収集・発信・注意喚起、検疫措置の強化、検疫飛行場及び検疫港の集約化、入国制限、入国者総数の上限数の設定、船舶や航空機の運航自粛の要請、査証制限等、それぞれの関係省庁が実施可能な措置を実施する。



※新型コロナ対応時の水際対策総括
 2020.1～ 国家安全保障局（経済班設置準備室）
 2020年末～ 内閣官房副長官補室

上記省庁のほか、水際対策に関係する省庁は以下のとおり。

- 警察庁（検疫実施空港及びその周辺での警戒活動、密入国者の対応等）
- 海上保安庁（検疫実施港及び周辺での警戒活動、密入国者の対応、在外邦人の帰国者対応等）
- デジタル庁（デジタル・システムの構築・維持・管理等）
- 経済産業省（ビジネス往来等のための入国管理等）
- 財務省（税関）（入国時に必要なC I Q※の一つ）
- 消防庁（救急車を活用した搬送）
- 防衛省（在外邦人の帰国者対応）
- 文部科学省（留学邦人の支援等）
- 観光庁（外国人観光客の入国制限の見直し等）

※ C I Q：税関（Customs）、出入国管理（Immigration）、検疫（Quarantine）の頭文字をとって呼ばれるもの

④ 統括庁による水際対策訓練

○ 目的

新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた累次の法令改正、政府行動計画や水際対策ガイドラインの改定、統括庁設置と内閣官房副長官補室からの水際対策関連事務の移管などを受け、新たな制度・体制下で感染症有事の初動対応を円滑に行うことができるようにする。

○ 実施内容

水際関係省庁（厚生労働省、出入国在留管理庁、国土交通省、外務省及び統括庁）の参加により、感染症危機の発生を想定したシナリオの下、政府としてとるべき措置を確認するとともに、各措置をとるために必要な手続及び調整事項を確認することにより、現時点での課題を整理し、迅速な対応及び意思決定に資するものとする。（机上訓練）

具体的には、

- ・ 統括庁で作成した初動対応のタイムラインに沿って、初動の節目となる時期における対応の流れ、統括庁と関係省庁の間で発生する検討依頼等を確認する。
- ・ 異なるシナリオに基づく訓練の積み重ねを通じて、感染症の発生地や性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に応じた有事の初動対応パッケージを作成し、蓄積する。
- ・ 関係省庁の参集の下、水際対策に関し整理が必要な論点について提起し議論する。

○ 実施状況

新型コロナと概ね同様の感染症・シナリオを想定し、初動期～対応期初期の各フェーズにおいて各省庁でとり得る措置や、当該措置をとるために必要な手続及び調整事項等について確認し、課題を共有（机上訓練）。

日時：令和6年12月17日 14：00～15：35

参加者：内閣感染症危機管理統括庁、厚生労働省、出入国在留管理庁、外務省、国土交通省
（オブザーバ：内閣官房、警察庁、デジタル庁、財務省、防衛省）